

ISSN2435-614X

星槎大学大学院紀要

第1卷 第1号

Seisa University Research Studies in Education
Vol.1 No.1

星槎大学大学院 教育学研究科・教育実践研究科

Graduate School of Education & Graduate School of Practitioners in Education
Seisa University

2019

星槎大学大学院紀要 第1巻 第1号 目次

【巻頭インタビュー】

- 宮澤保夫会長へのインタビュー —大学・大学院教育に望むこと 1
宮澤保夫・大野精一・松本幸広・三輪建二

【研究論文】

- 教育系専門職の指導における「仕事経験の理論的整理」の観点に関する考察 17
石原朗子

【教育実践報告】

- 省察的实践とアクションリサーチ —アップルヤード夫妻のワークショップを中心に— 36
三輪建二・大野精一

【資料】

- アクションリサーチをめぐる研究動向—アップルヤード『教師の能力開発』とラシュトン他
『教師の省察的実践』を中心に— 49

星槎大学大学院紀要に関する規程

(目的)

第1条 この規程は星槎大学教職員、星槎大学大学院（以下、「本大学院」という。）に在籍する学生および修了生が、本学の理念に基づいて行われ、かつ共生、共生教育に資する研究の発表するために、「星槎大学大学院紀要」 **Seisa University Research Studies in Education** 以下「本誌」という。）の編集および刊行等に関する事項を定めることを目的とする。

(刊行)

第2条 本誌の刊行は年4回を原則とし、刊行月の決定に関しては、星槎大学大学院紀要編集委員会（以下、「委員会」という。）の定めるところによる。

2 電子媒体での発行物とし、星槎大学機関リポジトリより閲覧できるものとする。

(編集委員会組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員を持って組織する。

(1) 委員長

(2) 教育学研究科、教育実践研究科の教員各3名および大学院事務局職員2名

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は委員会での議を経て選出する。

2 副委員長は委員の中から委員長がこれを嘱託する。

(委員の任期)

第5条 原則、2年とする。ただし、再任を妨げない。編集途中の場合には、担当号が刊行された後に退任するものとする。

(会議の招集)

第6条 委員長が招集し、その議長となる。

(委員会の役割)

第7条 委員会は次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) 編集基準の作成及び改廃に関すること

(2) 投稿に関する規定の作成と改廃に関すること

(3) 原稿の募集に関すること

- (4) 原稿の審査に関する事
- (5) 刊行日の決定
- (6) その他に必要な事項

(合議)

第8条 必要事項については他院会と合同して審議することができる。

(投稿者の資格)

第9条 投稿者(本誌に投稿できる者)は、本学教職員、本大学院に在籍する学生および
修了生とする。

(原稿の種類)

第10条 本誌に投稿できる原稿は、研究論文、教育実践研究、研究ノート、教育実践報告、資料であり、内容は次の各号に掲げるものとする。

(1) 研究論文

教育・教育実践に関して、一定のもしくは学際的な研究方法を用いて、著者のオリジナルな研究成果をまとめたもの。新しい知見を含み、結論が明確なもの。

(2) 教育実践研究

教育・教育実践に関する史・資料を収集し、実践の展開を押さえ、その省察と分析をふまえて独自の成果をまとめたもの。教育実践上の課題の解決や改善に貢献するもの。

(3) 研究ノート

教育・教育実践に関して、目的・方法・成果を記述し、有効性を明確に示したもの。あるいは、史・資料を収集し、事実状況や研究動向を踏まえながら、有効な知見をまとめたもの。

(4) 教育実践報告

教育・教育実践に関する史・資料を収集し、実践の展開を押さえ、得られた成果をまとめたもの。

(5) 資料

共生教育の発展において、社会などに何らかの示唆をもたらす、資料的価値があるもの。

(学術研究にかかる行動規範の遵守)

第11条 本誌に投稿する研究論文、教育実践研究、研究ノート、教育実践報告に係る研究が、人を直接の対象とする場合には、あらかじめその研究計画について研究倫理

審査委員会の審査を受審し、承諾を得る者とする。

- 2 本誌に投稿する研究論文、教育実践研究、研究ノート、教育実践報告に係る研究は日本学術会議が示す『科学者の行動規範-改訂版-』を遵守したものでなければならない。
- 3 投稿の内容は他の出版物（国の内外を問わず）すでに発表されている、あるいは投稿されていないものに限る。重複投稿は禁止する。
- 4 投稿原稿に他人の著作物からの剽窃・盗用があることが委員会により判断された場合には、星槎大学倫理委員会に報告する。
- 5 本誌に掲載され記事の内容についての責任は、すべて著者が負うものとする。

（編集協力者による研究指導報告の承認）

第12条 本誌に投稿する原稿は投稿する前にその原稿を執筆者及び投稿者ではない本大学院教員によって原稿の内容、および体裁に関する承認を得るものとする。

- 2 前項に定める事前の承認を行った編集協力者は該当研究報告の投稿申込書に署名する。

（研究論文の受付と受理・審査開始）

第13条 投稿の受付日は原稿が事務局に届いた日とする。ただし、投稿規程および投稿要項に沿っていないものは不受理となる場合もある。

- 2 受理された原稿は査読者により、審査される。

（投稿の方法）

第14条 投稿原稿の提出にあたっては「星槎大学大学院紀要執筆要項」に従い、「投稿申込書」を添付し、定められた期日までに完成原稿を委員会に提出する。

（紀要の編集）

第15条 委員会は本誌の目的に従って編集をおこなう。

- (1) 投稿された論文は査読者の審査報告を受け、委員会が掲載の可否、掲載順序等の決定をする。
- (2) 編集の都合により、執筆者に加除補筆を依頼することがある。
- (3) 委員長が著者に含まれる場合には、副委員長が査読プロセス、編集に関する業務を行う。
- (4) 委員長、副委員長の両名が著者に含まれる場合には、委員の合議により担当者を決定する。

（査読基準）

第16条 本誌の査読に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 委員会により掲載にふさわしいと判断され、受理された投稿原稿に対して、査読を行う。
- (2) 委員会は、受理したすべての論文に対して本大学院教員の中から2名以上の査読者を選定し、審査を依頼する。ただし、適任者がいない場合は、外部に依頼することができる。
- (3) 査読はダブルブラインド体制で行う
- (4) 受理投稿された論文は、有用性、独創性、信頼性、完成度、学術性、共生・共生教育への貢献の視点から評価される。
- (5) 査読の結果は、掲載可、要改訂、掲載不可とする。
- (6) 改訂内容に応じて掲載の可否については、再査読を要する場合もある。

(著者校正)

第17条 査読を経て、委員会で受理された投稿原稿については、著者校正を1回行う。ただし、校正の際には、委員会から指摘された加筆・修正を除き内容の変更は認めない。初校は投稿者に連絡した日から定められた期日までに校了し、編集委員会に提出するものとする。

(著作権)

第18条 著作権は本学に帰属し、本学の承諾なしに他誌に掲載することを禁止する。最終原稿提出時、委員会より提示される著作権同意書に著者全員が自筆署名し、論文とともに送付すること。

(規程の改廃)

第19条 本規程の改廃は、別に定める規程管理規程による。

附則

この規程は、2019年4月1日からこれを施行する。

星槎大学大学院紀要 執筆要項

(投稿資格)

1. 本学の教職員、本学大学院に在籍する学生および修了生とする。執筆者の中に、少なくとも1名は有資格者が含まなければならない。ただし、編集委員会からの依頼論文についてはこの限りでない。

(投稿原稿)

2. 投稿原稿は、以下の要件を満たす原稿でなければならない。
 - ①投稿原稿の内容および研究手続き全般において、人権の尊重に十分配慮がなされていること。個人情報やプライバシー（個人を特定可能な情報、作成物、写真等を含む）の記載については、本人の承諾書の提出を求める。また、本文中に本人の承諾を得て掲載した旨を記述するものとする。
 - ②未公開の原稿であること。内容の主要な部分が、書籍として既刊・刊行予定、または定期刊行物（学術雑誌、商業雑誌、大学・研究所紀要等）として掲載済み・投稿中・投稿予定のものは、投稿できない。ただし、学会発表抄録や科学研究費補助金の研究成果報告書、本学に提出した修士論文及び課題研究等はその限りでない。
 - ③投稿者自身の学術研究の成果に基づく原稿であること。

(執筆要項)

3. 執筆にあたっては、以下の項目を満たすものとする。

3-1 ページ設定とフォント

A4用紙、横書き、横40字×34行として、余白は上2.5cm、下3.0cm、横2.3cm、2.3cmとする。

章・節・項のタイトル MSゴシック (10.5p)

本文 MS明朝 (10.5p)

図表番号・タイトル MSゴシック (10.5p)

注釈・図表注釈 MS明朝 (9p)

引用・参考文献 MS明朝 (10.5p)

原則として原稿はwordで作成し、頁数は入れない。

3-2 原稿の枚数

原稿の分量は、原稿の種別・表題、和文要旨、和文キーワード、本文、参考文献を含めて以下を目安とする（すべて図表・写真をふくむ）（ただし英文要旨・英文キーワードを

除いた字数)。

研究論文・教育実践研究	約 21,000 字 (15 ページ以内)
研究ノート・教育実践報告	約 15,000 字 (約 11 ページ以内)、
資料	約 6,000 字 (5 ページ以内) を目安とする。

なお、査読の結果、原稿の種別の変更を指示された場合は、その限りではない。

3-3 提出部数

電子データ (Word と PDF) を提出する。

3-4 原稿の種別と表題

原稿の最初のページに、原稿の種別 (左上)、1 行空けて、表題 (25 字以内) を記入する。

3-5 要旨とキーワード

表題の次に 2 行空けて、研究論文、教育実践研究、研究ノート、教育実践報告では 400 字以内の和文要旨とキーワード (5 語程度)、また APA Style の書式により 250words 以内の英文要旨と key words (5 語程度) を付する。

3-6 著者名・所属の記載

審査のため、提出原稿には著者名、所属は記載しない。別紙 A 4 一枚に表題、原稿の種別、著者名、所属、連絡先住所、e-mail アドレスを記入する。

3-7 執筆要領

1) 本文は 2 ページ目からとする。

2) 本文の節・小節の構成は、1. / 1) / (1) / ① / a) の順の区分を原則とする。

ただし「はじめに」「おわりに」は番号を付さない。

1. の上下 1 行を空ける。1) の上 1 行を空ける。それより下位階層は上下とも空けない。

3) 単位は km、% のような一般的な記号があるときは、それらの記号を用いる。算用数字や欧字などは、1 字のみの場合を除き、半角とする。

4) 句説点はマル「。」と、点「、」を原則とする。

5) 年次は原則として西暦で表す。ただし、日本や中国などに関する歴史的記述などでは、必要に応じて 2018(平成 30)年のように年号を併記する。

6) 図表等

・図表は 図 (表) 1、図 (表) 2 のように番号をつける。

・図の下部に図番号、図タイトルを付記する。番号は通し番号とする。

- ・表の上部に表番号、表タイトルを付記する。番号は通し番号とする。
- ・図表は本文中に挿入しても良いが、別に図表データを添付することができる。その場合は挿入箇所を本文原稿の欄外に記入する。
- ・図および表はそのままデータとして挿入可能なクオリティのものとする。
- ・写真は、写真として示すべき十分な理由があり、原図が鮮明なものにかぎる。

7) 注記

- ・本文中の文献引用は（著者姓（発表年））で示し、引用文献は著者姓の順に一括記載する。また直接引用文には、「」を用いる。本文などで直接言及する書名には『』（欧文はイタリック）、論文名には「」（欧文名は" "）を用いる。
- ・原則的に「章末注釈」は入れない。

8) 引用文献

- ・本文終了後に、引用・参考文献リストを作成する。
- ・著者名（出版年）. タイトル（著者または雑誌名）. 出版社、参照の開始ページと終了ページの順で記載する。
- ・表記法は以下のようにする。

著書：

Freire, P. (1996). *Pedagogy of the Oppressed*. New York: Penguin Books.

Papert, S. (1980). *Mindstorms: Children, computers, and powerful ideas*. Basic Books, Inc..

Schmidt, D. A., Baran, E., Thompson, A. D., Mishra, P., Koehler, M. J., & Shin, T. S. (2009). Technological Pedagogical Content Knowledge (TPACK): The Development and Validation of an Assessment Instrument for Preservice Teachers. *Journal of Research on Technology in Education*, 42(2), 123–149.

<http://doi.org/https://doi.org/10.1080/15391523.2009.10782544>

山脇直司. (2004). 『公共哲学とは何か』ちくま書房.

山本孝司. (2015). 「特別活動の指導原理」広岡義之編著『新しい特別活動』ミネルヴァ書房

三宅なほみ. (2011). 「概念変化のための協調過程」『心理学評論』54(3), 328-341.

9) インターネット上の記事等の引用

インターネット上の PDF や Web の記事を引用するときには下記のように URL アドレスを< >で囲み、閲覧日を記載する。

文部科学省 (2014). 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について (諮問).

< http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1353440.htm>

(2018年7月1日閲覧)

American Psychological Association (2004) "APA topic: ADHD".

<<http://www.apa.org/topics/adhd/>> (accessed February 25, 2015).

(投稿手続き等)

4-1 投稿手続き

電子ファイル (Word と PDF) の投稿先は次のとおりである。

星槎大学大学院事務局内 星槎大学大学院紀要編集委員会

E-mail: gr_kiyou@seisa.ac.jp

4-2 投稿原稿は査読者により審査され、次のいずれかに取り扱いを決定する。

A. 採択 原則としてそのまま掲載される。

B. 修正採択 小規模の修正を除きそのまま掲載される。

C. 修正再審査 修正条件が満たされた上で再投稿された場合に、改めて審査をおこなう。

D. 不採択 掲載が認められない。

4-3 修正等を経て採択決定後、完成原稿の書式に沿ったデータファイル (Word と PDF) を提出する。

4-4 初校は著者、再校以降は編集委員会でおこなう。

4-5 電子ジャーナルとして提供されるので、抜き刷りは著者自身で印刷する。

(著作権)

5-1 著作物の著作権は本誌に採用された時点から星槎大学大学院に帰属する。著者本人を除き本学大学院の許可なくして複製することはできない。ただし、執筆者自身による学術教育等を目的とする利用 (自動公衆送信およびその他の公衆送信の形態による利用) を、本学は無償かつ無期限にて許諾する。

5-2 著作権が他の学会・出版社にある出版物より図・表などを引用する場合も、著者自身が著作権問題を解決しておくものとする。

5-3 本誌は電子ジャーナルとして刊行し、星槎大学機関リポジトリにて公表する。冊子体として印刷・製本に必要なデータは提供する。

『星槎大学大学院紀要』第1巻 第1号 編集委員会

編集委員長	三輪 建二
副編集委員長	西永 健
委員	大隅 心平
	杉山 尚子
	竹田 薫
	榎本 悠介

令和2年3月14日 印刷・発行

発行 星槎大学大学院教育学研究科・教育実践研究科

横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター5F（〒231-0021）

TEL 045-212-3830